

いちはやく
189 「だれか」じゃなくて「あなた」から

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待の問題は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

全ての子どもが虐待を受けずに、

健やかに成長できる社会を目指しましょう。

こんな行為が児童虐待

身体的虐待／殴る、蹴る、熱湯をかける、戸外へ締め出すなど
ネグレクト(養育放棄、怠慢)／世話をしない、自宅や車内に放置するなど

心理的虐待／言葉による脅かし、きょうだいとの差別、子どもの前で配偶者に暴力を振るうなど

虐待かもと思ったら

虐待を発見したり、子どもの様子が著しく変だと感じたりしたら、児童相談所や市などに通報しましょう。通報者の秘密は守られます。

虐待は家庭内で多く、子ども自身が自ら逃げたり、救いを求めたりすることはなかなかできません。放置すれば命の危険もあります。虐待は早期の発見・対応が重要です。

抱え込まずに相談を

子育てに悩んでいる人は、一人で抱え込まずに市や児童相談所などに相談してください。思うようにいかない子育てには、イライラや不安はつきものです。誰かに聞いてもらうだけでも、気持ち落ち着くこともあります。

周りで苦しんでいる保護者や家族がいたら、相談するよう勧めましょう。

相談・通報先

旭市家庭児童相談室

☎ 62・5362

市子育て支援課子育て支援班

☎ 62・8012

銚子児童相談所

☎ 0479・23・0076

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189

新成人の門出をお祝い

令和4年旭市成人式

日時／令和4年1月9日(日) ●受け付け：午前9時

●開式：10時

場所／東総文化会館大ホール

案内状の送付／平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの人で、令和3年11月1日時点で旭市に住所がある人には、11月下旬に案内状が届きます。就職や進学などで市外へ転出し、旭市の成人式に参加を希望する場合はご連絡ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、内容の変更や開催を中止する場合があります。開催に関することや、その他くわしい内容は市ホームページを確認してください。



問い合わせ先

生涯学習課社会教育班(☎85-8627)

自慢の逸品を募集します

旭市推奨品認定事業

旭市物産品のさらなる品質向上と販路を拡大するため、あなたの自慢の逸品を推奨品に認定します。

対象／旭市観光物産協会員 ※新たに会員になる人も対象

推奨品の条件／●市内において製造、加工された商品であること ●郷土色が出ていること ●意匠・包装が優れていること ●価格が適正であること ●関係法令を遵守していること

特典／各種イベントでの周知、パンフレットへの掲載、認定証の交付、認定マークの使用許可、のぼりの進呈 など

申し込み方法／旭市観光物産協会にある申請書に必要な事項を記入し、申し込んでください。申請書は協会や市ホームページからもダウンロードできます。

申込期限／11月30日(火)



申し込み・問い合わせ先

旭市観光物産協会(☎62-7537)、市商工観光課商工労政班(☎62-5874・問い合わせのみ)